

◆等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事、技師、保健師、看護師、栄養士、幼稚園教諭及び保育士(以下「主事等」という。)の職務	57	22.01	主事	32	90	34.75	係員級
				技師	2			
				保健師	3			
				管理栄養士	3			
				保育教諭	9			
				保育士	4			
				学芸員	2			
				司書	2			
				計	57			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	33	12.74	主事	22			
				技師	1			
				保健師	2			
				栄養士	1			
				管理栄養士	2			
				保育教諭	2			
				保育士	3			
				計	33			
3級	1 主幹の職務 2 係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職の職務	73	28.19	主幹	34	73	28.19	係長級
				係長	5			
				主査	22			
				主任管理栄養士	3			
				主任保育教諭	5			
				主任保育士	4			
				計	73			
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職の職務	41	15.83	課長補佐	9	41	15.83	課長補佐級
				室長補佐	2			
				副支所長	1			
				次長	4			
				副参事	24			
				指導主事	1			
				計	41			
5級	1 課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職の職務 2 困難な業務を処理する課の課長補佐の職務	52	20.08	課長	10	55	21.24	課長級
				室長	5			
				事務局長	2			
				所長	3			
				支所長	1			
				館長	7			
				専門監	1			
				参事	23			
				計	52			
6級	会計管理者の職務、総務課長など重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職の職務	3	1.16	課長	1			
				会計管理者	1			
				支所長	1			
				計	3			
合計		259	100		259	259	100	